

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 1 号

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

相模原市立ふれあいセンター条例(平成 1 1 年相模原市条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号アの表交流広場の項中「5, 8 0 0 円」を「7, 5 0 0 円」に改

「

4, 4 0 0 円
4, 4 0 0 円
5, 8 0 0 円
5, 0 0 0 円
2, 0 0 0 円

」

を

5, 5 0 0 円
5, 5 0 0 円
7, 1 0 0 円
6, 1 0 0 円
2, 6 0 0 円

」

に、

め、同号イの表中

「

1, 8 0 0 円
1, 2 0 0 円

」

を

1, 9 0 0 円
1, 3 0 0 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 第 1 号ア及びイの規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。